すみよいまちづくり情報

第43号

町連だより

『日本女性会議 2017 とまこまい』 成功裏に終わる!!

去る10月13日(金)~15日(日)の3日間、『日本 女性会議2017とまこまい』が開催されました。

1 日目は、今大会の大会テーマ曲披露、開会式に続き、特別揮毫・講演、記念講演などが行われ、市民会館に入りきれず文化会館にてパブリックビューイングで、講演の様子を見ていただくほど、市内、道内外から大勢の方が参加いたしました。





2日目の午前中は、市内各会場にて、災害・人権・教育など 11 分科会がそれぞれのテーマについて話合い、午後は特別講演、分科会報告などを経て閉会しました。3 日目はエスカーションとして、市内また近郊の施設の見学等をしていただきました。各町内会から、町連と通し195名の方々が大会に参加し、また71名の方々がボランティアとして、大会運営にご協力をいただきました。参加ご協力をいただきました皆様、本当にありがとうございました。

平成 29 年度 道南ブロック町内会活動研究大会報告

平成29年度道南ブロック町内会活動研究大会が、10月18日(水)~19日(木)の2日間、 洞爺湖町にて開催され、各町内会から20名の皆さんが参加しました。

1 日目、「健康で安心して暮らせる地域づくり~生涯元気で過ごすカラダの動かし方~」をテーマに、北翔大学生涯スポーツ学部スポーツ教育学科教授、上田知行氏の講演が行われ、いかに健康寿命を延ばすか、そのためには運動、特に歩くことが大切であるというような内容でした。その後、福祉、防災、町内会の育成の3分科会に分かれ、それぞれ実例発表、また参加の各地域と討論を行いました。2日目は、前日の各分科会の発表が行われました。洞爺湖町を始めとした各地域の参加者と、それぞれの町内会活動の現状や事例等について意見交換や交流をし、大変実りある研修大会でした。





平成 29 年度 先進地視察研修事業を実施



平成 29 年度先進地視察研修事業として、11 月 9 日 (木)~10 日(金)1 泊 2 日、各町内会から 16 名の方々が参加し、函館市を訪問しました。

深瀬副会長を初め函館市町会連合会 18 名の役員の 方々と交流会を行い、函館市町会の特徴ある町内会活 動として、「ポイント制による健康づくり」や「町会バスの運 行」、またお互いの自主防災組織についてなどをテーマ に意見交換を行いました。

函館町連は、苫町連とは違う組織形態ですが、単位町

内会として共通する課題も多く、お互いに大変活発な話合いができ、参加者からも大変参考になる交流会であったとの感想をいただきました。その後、交流会の会場であった函館アリーナの施設を見学しました。



(函館町連との交流会の様子)



(函館アリーナについて館長より説明を受ける)

住民組織活動の推進に関する要望書 の提出及び市長との懇談会

11月22日(水)市役所第二応接室にて市長と町連役員との懇談会が行われ、町連からは、理事、監事13名、市側からは、市長ほか関係部長が出席しました。この懇談会の席上で、去る10月24日に開催された理事会にて協議のうえ決議した来年度に向けた要望と

して、「住民組織活動の推進に関する要望書」を提出しました。 要望書の内容と回答(全文)は次のとおり。



要望事項 答

1 街路灯(防犯灯)の整備費用に対する補助 率の見直し

街路灯(防犯灯)のLED化につきましては、当面の交換、修繕を含め市の直営事業として取組んでいただき、町内会と致しましても、維持管理や経費の負担軽減につながり感謝しております。

しかし、各町内会では、将来的な修繕、交換に向けその経費財源を確保するため、毎年

街路灯のLED化事業につきましては、電気料金の削減とともに、街路灯そのものを長寿命化させる目的で、平成27年度に約7500灯を市が一括して切り替え工事を行いました。また、事業の実施にあたっては、公費投入の効果が認められることから起債(国からの借入)により行うこととし、法的耐用年数の10年間については、従前は町内会が行っ

の事業予算から留保し積立しているところでございます。各町内会の積立に関する試算では、年間 30 万円以上の積立をしなければならない町内会があり、10 年以降における交換費用についても、なお 100 万円以上の不足額が生じることとなり、交換が終了するまでには、3 年以上の期間を要する町内会もあります。

こうした状況は、町内会規模や管理灯数に もよりますが、経常的な町内会活動の縮小を 余儀なくされる結果を生じています。

一方で、市のLED化事業の予算上では、 従前の電気料と比して 50%程度の節減とい う大きな効果が現れています。

地域の安全は、地域が守るという町内会の 役割や責務も認識しておりますが、町内会を 取巻く様々な環境の中で、高額な積立金の留 保及び将来的な不安解消に向け、現在の設 置、交換、移設費用などに対する補助率の見 直しと将来に向けた町内会の財源措置の在 り方等について、改めてご検討いただきます よう要望をいたします。

2 町内会に協力要請をする業務の横断的 な認識と情報の共有

市や社会福祉協議会が、町内会に対し協力 を要請する福祉や防災活動においては、それ らの対象者が重複する場合が多く見られま す。高齢化社会においては、地域福祉や防災 対策の充実が必要不可欠であり、これらの取 組では、行政や社会福祉協議会だけでなく、 民生委員の皆さんを含めた地域の理解や協 力が必要になるものと受け止めております。

また、事業の実施にあたっては、それぞれに根拠法令や制度が異なることから行政内部の所管や実施機関が異なることも認識をしております。しかし、町内会においては、役員の高齢化等によりこれらの業務に協力できる役員等が限られる現実があります。

これらの取組にあたっては、「何処の部局が」、「いつ頃」、「どのような目的で」、「誰を

ていた街路灯の管理を市が行うこととしています。

LED化の効果としましては、従来の防犯灯より 長寿命化が計られたことにより、町内会負担となっ ていた3~4年に一度の水銀灯の交換がなくなるこ と、また、消費電力も約2分の1から3分の1と なり、市が負担する電気料金の節減などの財政的な 効果のほか、従来の街路灯より明るくなった、また 虫が寄り付かなくなり環境が改善されたなどの効 果と併せて、概ね好評をいただいているところで す。街路灯につきましては、地域の安全安心を市と 町内会との協働で守る観点から、維持管理費用のう ち修繕に係る部分を市が5分の3、町内会が5分 の2を負担し、電気料金については市が全額負担す ることとしております。

LED化事業につきましては、総事業費の約3億円のうち9割が起債となっており、電気料金の削減による財政効果はその償還に充てる必要があること、また安心安全の取り組みは、市と地域の協働なくしては成り立たないことを踏まえ、街路灯の維持補修に係る市の考え方については、従前と変わるものではないことをご理解いただきたいと思います。

また、街路灯の 10 年後の更新に向け、町内会に 積み立てをお願いしておりますが、これはLED化 以前から各町内会で行われていた街路灯の不点や 移設、新設のため予算計上をされていた部分につい て積み立てをお願いしたものであり、金額を含み積 み立てを強制しているものではないことをご理解 願います。

なお、LEDの街路灯は製品化されてから歴史も 浅く実績もないことから、更新及びそれに係る費用 の見込み等については引き続き調査研究していく とともに、町内会全体及び個別の懸案等に係る支援 等についても、協議してまいりたいと考えておりま す。

(市民生活部市民生活課 担当)

町内会におかれましては、地域における防災、防犯、福祉、交通安全など、協働のまちづくりの観点で様々な協力をいただいております。

しかしながら、少子高齢化に伴う町内会への加入者の減少や役員の担い手不足といった課題が山積する中、多様化する市民ニーズやきめ細かな対応が必要な地域案件など、町内会への依頼が必要な案件も増加しており、ご負担をおかけしていることについて大変申し訳なく思っているところでごさいます。

現在、庁内における町内会への依頼業務について 現状確認と効率化を目指して全庁的な調査を行って いるところであり、今後は関係機関にも調査対象を 広げながら、町内会への依頼についてはできるだけ 効率的な方法で行うよう、負担軽減を図ってまいり たいと考えております。

(市民生活部市民生活課 担当)

対象者に」、「どのような業務(調査)」を実施するのか等、行政内部は基より社会福祉協議会など関係機関や団体との連携を図ることにより、必要な説明会なども時期をあわせて行うことが可能となり、町内会の負担軽減につながります。

こうしたことから、町内会との連携や協力を必要とする取組においては、是非とも行政内部の横断的な認識と情報の共有をお願いし、町内会の効率的な事業協力と負担軽減に向けたご理解を要望いたします。

3 民生委員の推薦、選考方法の検討

民生委員、児童委員の推薦の在り方につきましては、これまでも色々な場面でお願いしてまいりました。昨年は、一斉改選の時期であったため、各町内会長をはじめ町内会役員が大変苦労し、一部の町内会では会長、役員、住民の間で幾つかのトラブルが生じたと聞いております。

市民生活を取巻く環境が大きく変化する中で、民生委員・児童委員の果たす役割や期待が大きく、その必要性も理解をしております。また、地域の事情を把握している町内会関係者が地域内の人選や推薦を行なうことが望ましいことにつきましても十分に理解をしております。

しかし、隣人関係の希薄化をはじめ、プライバシーの保護、さらに共働き世帯や退職後の就業など雇用関係も変化し、その人材の確保が年々難しくなっており、将来的な人選や選出の限界が懸念されます。

市におかれましても、次回の改選期に向け、時代変化に対応する現実的な対応について、道内他市や全国的な取組事例を参酌するなど、全市的な取組の再考を改めて要望いたします。

4 学校教育における地域(町内会)活動の 啓発

町内会活動を取巻く環境は、市民の生活スタイルが変化するとともにプライバシー意識の高まりなどから地域や人との関わり方が複雑化し、様々な課題に直面しています。一方で、市民参加が叫ばれる今日、地域住民の意思を反映させる根幹的な組織として町内会は重要な役割を担うとともに、防災対策などにおいては地域における絆の尊さが見直されています。

こうした状況は、本市ばかりではなく全国的な傾向として、マスコミ報道などで取り上げられる場面が多くなっております。これらの課題解決に向けた取組の一つとして、子どもの時から地域活動への興味や意識を持た

民生委員候補者の推薦につきましては、地域の実情や、住んでいる方をよく知っている町内会長にお願いしているところでございますが、高齢化が進み、地域福祉や在宅福祉の必要性が大きくなるにつれ民生委員児童委員の役割が高まっている社会情勢のなかで、全国的にも民生委員児童委員がなり手不足となり、その人選には大変苦慮されていることは認識しております。

市といたしましても、平成 23 年度からは推薦業務について町内会長や民生委員協議会等と協議を重ね、町内会に必要以上に負担がかからないよう推薦方法の見直しを進めてきているところでございます。

今後につきましても、民生委員制度や一斉改選に 対する周知に努め、関係機関からの協力も仰ぎなが ら町内会や民生委員協議会と連携を図り、他市の取 組方法も参考としながら人材確保に努めて参りたい と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 (福祉部総合福祉課 担当)

少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、 共働き世帯の増加等により、子ども達を取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することで地域の将来を担う子ども達を育成するプランが文科省を中心に進められております。

本市においても学校と地域が目指す子ども像を 共有し、地域が学校と同じ目線で子どもを育て、地 域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め るため、「コミュニティー・スクール(学校運営協議 会制度)」の導入について検討しております。この地 域住民・保護者等が学校運営に参画する仕組みによって、学校と地域が継続的・計画的に連携・協働し、 それぞれの地域の実態に合わせた取組みが推進され せる取組が必要との見方があり、学校教育の中で地域活動に関する学習や触れる機会を設けている自治体もあるように聞いております。

本市の町内会では、交通安全や防犯対策等「子ども達の見守り活動」をはじめ、世代間交代などにより学校と地域が連携を図る活動に取組んでいます。また、一部の中学校では課外活動として「地域活動局」が地域のお祭りなどに参加するといった報道がされています。

こうした活動では、町内会役員が指導者の 役割を担うとともに、子ども達の相談相手に もなり、地域と学校が一帯となった教育が可 能と考えられます。町内会と致しましても、 PTA役員や保護者の皆様との連携の在り 方等について検討しなければならないもの と認識をしておりますが、学校教育の中で地 域活動の実践や意識啓発活動の取組みにつ いてで検討いただきたく要望を致します。

5 町内会加入促進の取組みに対する協力

時代の変化とともに複雑化する社会環境の中、全国的に町内会加入率の低下が進んでおります。それは、本市も例外ではありません。加入率の低下が、町内会の運営を難しくしている現状を打開すべく、町内会としも対策には取組んでおりますが、現状は厳しく、特に集合住宅の未加入については大変苦慮しております。

これまでも加入促進に対し、市に様々な取組みをしていただいておりますことは十分に理解しておりますが、町内会運営を維持していくうえで、今後も更なる町内会加入促進に対するご支援、ご協力を賜りますよう要望を致します。

るものと考えております。

また、「総合的な学習の時間」等の教育活動のなかで、地域資源を活用した実践を促進し、多くの方との交流や様々な体験を通じて、豊かな心の育成が図れるよう取り組んでまいります。

(教育部学校教育課 担当)

町内会への加入率低下については、町内会の運営はもとより地域力の低下にも直結する問題であることから、市としましても喫緊の課題として認識しているところでございます。本市ではこれまで市民向けのポスター、リーフレットの作成、及び転出入の繁忙期に合わせ市役所内に臨時窓口を設置し、各町内会への入会の呼びかけを行ったほか、市職員に対しましても町内会の行事参加や役員の就任などの協力要請を行ってまいりました。

また集合住宅の入居者に対する加入促進の取り 組みとしましては、宅建協会、不動産業者に対し町 内会活動への理解、協力要請を行っているほか、新 たな共同住宅の建築主に対し、入居者の加入促進の 協力要請などにも取り組んできたところでございま す。

しかしながら、町内会への未加入者、特に集合住宅の入居者については全市的に加入率が低く、抜本的な取り組みの見直しが必要であると考えているところであり、今後新たな方法についても検討しながら、町内会への加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

(市民生活部市民生活課 担当)

苫小牧市町内会連合会

事務局

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市 市民生活部 市民生活課内 TEL 0144-32-6609 FAX 0144-32-4322